

社会福祉法人羽島市社会福祉協議会
ふれあい介護支援センター嘱託職員募集要項

1. 職種及び業務内容

介護支援専門員：居宅介護支援に関する業務及びこれに付帯する業務

2. 受験資格

高齢者福祉・地域福祉に関心があり、次の（1）から（3）を全て満たす人

（1）介護支援専門員の資格を有すること

（2）普通自動車運転免許（A T限定可）を所持し、社用車を運転できること

（3）パソコンでの基本的な操作（ワード、エクセルを使っての文書入力や定型フォームへの入力）ができること

ただし、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する人は応募できません

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（ウ）日本の国籍を有しない人

（エ）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了人

3. 採用予定人数 1名

4. 採用予定日 応相談

5. 雇用期間 契約日から令和7年3月31日まで（年度単位）

※ 次のいずれかにより判断し、契約を更新する場合がある。

①契約期間満了時の業務量 ②労働者の勤務成績、態度 ③労働者の能力

6. 就業場所 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館1階
ふれあい介護支援センター及び業務に必要な関連の場所

7. 労働条件

1) 始業・終業時刻、休憩時間及び所定外労働の有無

（1）始業・就業の時刻 8時30分～17時15分

※ 休憩：11時30分～12時30分 または 12時30分～13時30分（シフト制）、始業・終業時刻を繰り上げ・繰り下げる場合があります。

（2）所定時間外労働 有

2) 賃金及び福利厚生

（1）基本給 月額176,600円（契約更新時、昇給の場合あり）

（2）諸手当 期末手当：最大年間2ヶ月分（前年度実績）

通勤・扶養・時間外手当：本会規程により支給の場合あり

（3）福利厚生等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険加入

定年：満65歳に達した日以後の最初の3月31日

（定年後も契約更新の場合あり）

- (4) 賞与・退職金 なし（賞与は期末手当として支給）
- (5) 休日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
※業務の都合により、時間外勤務、休日出勤があり、他の日を休日と振り替える場合があります。
- 3) 休暇 年次有給休暇：10日（9月30日までに入職時、初年度の日数。その他、慶弔・夏期等の特別休暇あり）
- 4) 退職 定年制：有（65歳到達年度）
ただし、本人が希望し、かつ本人の能力等を考慮し、本会が特に必要と認める場合に限り、原則として満70歳到達年度まで雇用することがある。
- 5) その他 社会福祉法人羽島市社会福祉協議会臨時職員等就業規則及び臨時職員等給与規程の定めによる。
※ 上記は令和6年4月1日現在の基準であり、今後変更する場合があります。

8. 申込方法・期間

- (1) 次の書類を準備し、持参または郵送すること
- 持参の場合：土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分の間
 - 郵送の場合：特定記録郵便または簡易書留郵便
- ①職員採用試験申込書（本会所定様式、事前に入手すること）
②所有する資格または免許を証する書類のコピー
※ 提出書類の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、採用しません。
- (2) 申込は随時受け付けます
※ 採用者が決定次第、受付・選考を終了します。

9. 選考方法・試験日等

- (1) 日時 申込書類受付時に調整【申込日以降、応相談】
(2) 会場 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館
(3) 選考方法 面接

10. 結果通知 受験者に郵送で通知

11. その他

- (1) 希望者には職場訪問を認めます（訪問にかかる経費は本人負担とします）。
(2) 職員採用試験申込書及び添付された書類は、返却いたしません。
(3) 採用後に資格等に虚偽、不正等が発覚した場合、採用を取り消します。
(4) 採用の日から3か月間を試用期間とし、職員として不適当と認めるときは、本採用を取り消す場合があります。

12. 照会先及び申込先

〒501-6255 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 社会福祉法人羽島市社会福祉協議会

【雇用条件等に関する照会先及び書類提出先】

羽島市社会福祉協議会総務課 電話番号：058-391-0631 担当：淺野、伊藤

【業務内容に関する照会先】

ふれあい介護支援センター 電話番号：058-394-4505 担当：藤本